

## 公益財団法人東京タクシーセンター 企画競争契約に関する実施要領

公益財団法人東京タクシーセンターが実施する契約のうち、経理規程（以下「規程」という。）第 47 条及び第 48 条の規定にかかわらず競争参加者に企画提案書等の提出を求め、その内容を審査して契約の相手方を決定する競争契約（以下「企画競争契約」という。）についてはこの要領による。

### 1 企画競争に付す契約

特定役務の調達に係る契約で、企画提案書等の提出を求める必要があるものとする。

### 2 企画競争に係る内容

- (1) 契約に係る事項を所管する課長または首席は、企画競争参加者に求める内容及び審査項目について書面を作成し、会計責任者及び出納責任者に提出するものとする。
- (2) 企画競争に係る予定価格は、専務理事が決定することとする。

### 3 競争参加者の選定

競争参加者の選定については、入札参加に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公示し競争参加者を募るものとする。

### 4 競争参加者への通知

契約事務担当者は、次の事項についてすみやかに競争参加者に通知するものとする。

- (1) 企画競争に付す事項
- (2) 企画競争に関する説明会の日時・場所
- (3) 企画競争を所管する課名または室名、グループ名

### 5 競争参加者への説明等

所管する課長または首席及び契約事務担当者は、次の事項について競争参加者に説明し、提案を求めるものとする。

- (1) 役務の詳細な内容
- (2) 提案書に記載すべき項目及び注意事項
- (3) 提案書の提出方法及び提出期限
- (4) 提案書の審査基準及び審査方法
- (5) ヒアリングの有無
- (6) 審査結果の発表方法

### 6 提案内容の審査項目

提案内容の審査は、次の項目とする。

- (1) 役務の内容に関する理解度
- (2) 提案内容の優良性
- (3) 提案内容の独創性
- (4) 提案内容に係る役務履行の安定性
- (5) 過去又は同種の役務に係る確実性
- (6) 提案内容と経費の妥当性
- (7) ヒアリングにおける取り組み意欲
- (8) その他、役務の内容に応じて必要な項目

#### 7 企画競争委員会

- (1) 企画競争を適正に実施するため企画競争委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会は部長または室長及び課長または首席で構成し、委員長は総務部長とする。

#### 8 提案内容の審査

- (1) 提案内容の審査は委員会が行う。
- (2) 委員長は、委員の中から所管する課長及び首席、管轄する部長または室長並びに会計責任者又は出納責任者を含む3名以上（以下「評価者」という。）を指名するものとする。
- (3) 評価者は、様式第1号に基づき提案書ごとに各評価項目について3点を基準として1点から5点までの5段階評価を付すものとする。ただし、1点又は2点の評価を付した評価者は、その理由を批評欄に付記しなければならない。
- (4) 契約事務担当者は、様式第2号に基づいて評価結果のとりまとめを行うものとする。

#### 9 契約事業者の特定

- (1) 契約事業者の特定は、様式第3号の合計評価点が最も高い者とする。ただし、評価項目のいずれかに1点又は2点の評価が付された事業者については、原則として特定しないものとする。
- (2) 最高点者が複数ある場合は、その中から所管する課または室及びグループを管轄する部長が特定するものとする。
- (3) 最高点者が契約を締結しない場合は、次点の者を特定するものとする。

#### 10 企画競争実施結果の通知

- (1) 前項により特定された競争参加者に対しては、様式第4号によりその旨を通知するものとする。
- (2) 特定されなかった競争参加者に対しては、様式第5号によりその旨を通知するものとする。

#### 11 契約の締結等

契約の締結及び契約書の作成については、規程第49条及び第50条を準用する。

## 12 その他

本要領に定めのない事項については、規程の定めるところによる。

### 附則

- (1) この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) この要領は、平成 23 年 4 月 4 日に改正し、同日から施行する。
- (3) この要領は、平成 24 年 5 月 23 日に改正し、同日から施行する。
- (4) この要領は、平成 27 年 5 月 29 日に改正し、同年 6 月 1 日から施行する。(組織改編)
- (5) この要領は、令和 2 年 9 月 28 日に改正し、同年 10 月 1 日から施行する。(組織改正)